

## 特定個人情報保護評価の再実施について（住民基本台帳に関する事務）

## 1 住民基本台帳に関する事務の概要

住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うためのものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるものである。

また、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築している。

## 2 評価書の主な変更点

## ① 法令改正に伴う変更（通知カード廃止）

個人番号の通知方法について、番号法施行令の改正に伴い、令和2年5月25日をもって通知カード※が廃止され、個人番号通知書により通知することとなった。

※ 通知カードは、住民の方々にマイナンバーを通知する紙のカードで、マイナンバーの他、住所、氏名、生年月日、性別等が券面に記載される。マイナンバーを証明する書類として使用することが可能であり、氏名、住所等に変更が生じた場合記載事項変更の手続きが必要であった。

## ② 法令改正に伴う変更（住民票除票の保存期間変更）

除票となった住民票の保存期間について、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、令和元年6月20日より消除または改製した日から150年間保存することとなった。

## ③ 委託先名の変更

特定個人情報ファイルの取扱いに係る委託先について、令和2年10月1日に設立された新会社に令和3年4月1日付で自治体部門を統合することとなった。

富士通株式会社千葉支社 ⇒ 富士通 Japan 株式会社

## ④ データセンター移設に伴う変更

住民基本台帳ネットワークシステムの市町村サーバを平成31年1月より情報システム課サーバ室から、より高いセキュリティの民間データセンターへ移設した。